

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】		生活衛生課	
○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定		医薬安全課	
○ 知事指定薬物の指定の失効		道路整備課	
○ 道路の区域変更		〃	
○ 道路の供用開始		港湾課	
○ 公有水面埋立用途変更許可		監理課	
【公告】		建築指導課	
○ 公共測量の終了		〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		〃	
○ 〃		教育委員会	
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		内水面漁場管理委員会	
○ 落札者等の決定		〃	
【内水面漁場管理委員会】		〃	
○ 第二百五十二回岡山県内水面漁場管理委員会開催		〃	

◎岡山県告示第三百六十四号

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）附則第四条、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十三年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和七年八月一日から適用する。

なお、令和四年岡山県告示第四百八十号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和七年七月三十一日限り、廃止する。

令和七年七月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	金 額
大人（十二歳以上の者）	四八〇円
中人（六歳以上十二歳未満の者）	二一〇円
小人（六歳未満の者）	一〇〇円

二 公衆浴場法施行条例（昭和三十一年岡山県条例第八十号）第二条第二号に規定するその他の公衆浴場については、一の統制額は、適用しない。